

# 告示

## 埼玉県告示第百五十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の十六の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
放置違反金の収納の取りまとめに関する事務	東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本間洋	令和二年三月一日から令和五年二月二十八日までの間
直営店及び加盟店における放置違反金の収納に関する事務	東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 横山敏貴	同右
	東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 飯吉真	同右
	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート 代表取締役 丸谷智保	同右
	東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン－イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦	同右
	東京都港区芝浦三丁目一番二十一号 株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田貴司	同右
	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一	同右

株式会社ポプラ 代表取締役 目黒俊治	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地 一 ミニストップ株式会社 代表取締役 藤本明裕	東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社 代表取締役 飯島延浩	東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン 代表取締役 竹増貞信
	同右	同右	同右